

広島県告示第一百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

應島縣知事 湯嶠英彥

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	刈浜（一五〇）
広島県呉市蒲刈町向地内	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
表区城示の	表区城示の	区域の名称	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	刈浜（一五〇）
土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	表三律の施行区域等ににおける土砂災害警戒区域等に定められた区域の表示及び法規による対策	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。